

2008年11月4日

mail ニュース

No. 7・通巻 195 号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

NTT・国鉄闘争、「1の日宣伝行動」を行う

毎月1日に行っている「1の日宣伝行動」を11月4日（1、2、3日が休日だったため）に新宿駅西口にて8時から9時まで行いました。「1の日宣伝行動」は、JRによる1047名の指名解雇事件とNTTによる11万人リストラに反対して取り組んでいるものです。

「NTTリストラ」は2002年、NTTが11万人ものリストラを強行し、そのために「退職・再雇用制度」を導入しました。この制度では、50歳を定年とし、それ以上働きたい場合は賃金の30%カットを受け入れなければなりません。応じない場合は、報復・見せしめとして人権無視の異職種・遠隔地配転を強制しているものです。この日の宣伝行動で紹介された事例では、女性で片道2時間半も通勤時間がかかる方もいるとのことでした。

この仕打ちにより、多くの労働者が賃金30%カットされ、子会社に追いやられました。さらに社員の減少と派遣などの非正規労働者が増加しています。今、派遣労働者の問題は社会的な大問題となっていますが、こうしたNTTの「もっぱら派遣」によって「雇い止め」や「パワハラ」も横行し、派遣社員のみなさんは不安と人権侵害などで大変な思いで働いているのです。

一方、JRの事件は1987年4月に株式会社JRが発足する時に全動労や国鉄の組合員など、1047名の国鉄労働者がJRへの採用を拒否・解雇したものです。これに反対する闘いも22年目を迎えました。1047名は東京地裁と東京高裁で、旧国鉄の行った組合所属による差別を追及し、現在は鉄道運輸機構を相手に闘っています。

東京高裁は、国労組合員300人が原告である鉄建公団訴訟では2005年9月、全動労争議団58人が原告となっている裁判では2008年1月に旧国鉄の行った不当労働行為を認定し、鉄道・運輸機構に慰謝料の支払を命じています。

さらに7月14日、東京高裁の南裁判長は鉄建公団控訴審で、原告・被告双方に「裁判外での話し合い解決」を提案しました。翌15日冬柴前国土交通大臣は、（この斡旋を）「お受けし、その実現に努力すべき」と述べ、大臣自身も「職権の範囲内で誠心誠意努力する」とまで決意を明らかにしたのです。

ところが、鉄道・運輸機構はその後も、①雇用の確保 ②年金受給権の回復 ③解決金 の3項目について誠意ある姿勢を示していません。

鉄道・運輸機構はこの間の裁判所の判決や裁判長の提案に基づき、非解雇者と関係労働者との話し合いに応ずるべきです。国土交通省は、所管する鉄道運輸機構に1047名採用差別事件の早期解決を厳しく指導すべきです。